

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月20日（土曜日）午前10時

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 栄ガスホール

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

なお、本総会は前回開催の株主総会と同一施設にて開催いたしますが、**前回とは異なる会場（別室）**となっておりますので、ご来場の際は間違えないようご注意ください。

議案

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

目次

第53回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	7
連結計算書類	20
計算書類	29
監査報告書	37

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

証券コード1738
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8
株式会社NITTOH
(登記社名 株式会社ニットー)
代表取締役社長 中野英樹

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第53回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nittoh-info.co.jp/ir/kabunushi/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト (<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」
を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2026年6月19日(金
曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月20日(土曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 栄ガスホール

(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)

なお、本総会は前回開催の株主総会と同一施設にて開催いたしますが、**前回とは異なる会場(別室)**となっておりますので、ご来場の際は間違えのないようご注意ください。

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第53期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項
議**

案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2026年6月20日(土曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

- 書面による議決権行使 ●

行使期限

2026年6月19日(金曜日)
午後5時00分到着分まで

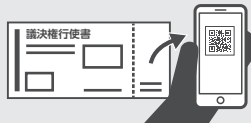


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年6月19日(金曜日)
午後5時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

- パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年6月19日(金曜日)
午後5時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

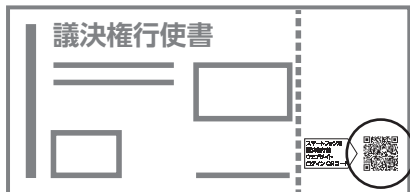
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

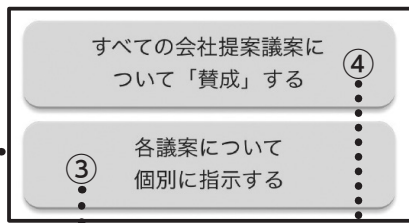


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



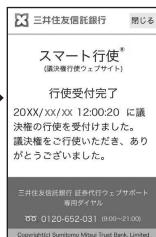
③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

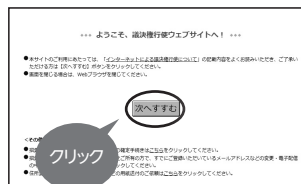
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

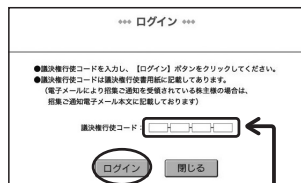
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

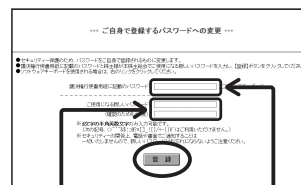


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかのひでき 中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	156,000株
2	いとうとしろう 伊藤寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所（現 葵総合税理士法人）入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当 2014年4月 当社取締役経理部長（現任） 2024年11月 経理、財務、IR、法務担当（現任）	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	あさのあきと 浅野章人 (1964年11月11日生)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長 2020年6月 当社取締役総務部長兼営業推進部長（現任） 2024年11月 総務担当（現任）	—
4	すずむらかずや 鈴村和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長 2020年5月 当社取締役建設事業部長兼住宅メンテナンス事業部長 2025年4月 当社取締役住建事業部長（現任）	8,000株
5	こばやしゆうじ 小林祐司 (1970年8月8日生)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長 2020年6月 当社取締役設備事業部長（現任）	2,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

中野英樹氏、伊藤寿朗氏、浅野章人氏、鈴村和也氏及び小林祐司氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、米国の通商政策動向の影響が一部に残るものの、輸出や設備投資の回復による国内企業収益の改善、賃上げ機運の継続による所得・雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持いたしました。一方で、物価上昇は継続しており、事業コスト増加や個人消費マインドへの影響などに対して不透明感を残す状況が続いております。海外においては、米国の通商政策動向の不確実性に加え、中東情勢の長期化など地政学的リスクが経済活動に影響を及ぼしており、景気や金融市場の変動性が高まり、さらに下振れリスクが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、住宅建築業界では、2025年4月に施行された省エネ基準に関する法改正に伴う駆け込み需要の反動により、新築着工件数が一時的に減少いたしました。加えて、物価上昇に伴う資材価格の高騰の長期化、労働者不足を背景とした人件費の上昇、さらには住宅ローン金利の上昇などにより建設コストの上昇傾向が続き、住宅購入意欲の回復には至らない厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましては、建設工事業における新築戸建住宅向け工事、住宅等サービス事業における新規シロアリ対策が低調に推移いたしました。一方、既存戸建住宅やマンションを対象とした中規模リフォーム工事、非住宅建築物・商業施設向けの改修工事が堅調に推移し、業績を確保することができました。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,088百万円(前年同期比7.4%増)、営業利益は433百万円(前年同期比55.7%増)、経常利益は460百万円(前年同期比51.1%増)となりました。一方、前期には特別利益として固定資産売却益294百万円を計上しましたが、当連結会計年度においては同様の特別利益が発生しなかったことから、親会社株主に帰属する当期純利益は330百万円(前年同期比18.0%減)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

既存の戸建住宅に対する中規模リフォーム工事、非住宅の建築物や商業施設の改修工事、また、個人宅向け販売用土地など不動産物件の売却が堅調に推移いたしました。また、利益面は、前期には事務所移転に伴う減価償却費の増加額を計上しましたが、同様の費用発生がなかったことから、回復いたしました。

以上の結果、建設工事業の売上高は7,736百万円(前年同期比9.2%増)、営業利益399百万円(前年同期比87.1%増)となりました。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

高齢化に伴うさまざまな住宅や敷地に対するメンテナンスサービスは増加いたしました。しかし、既設住宅向けのシロアリ再予防工事、個人消費者からの新規シロアリ対策、床下環境改善の防湿商品の販売は低調に推移いたしました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,356百万円(前年同期比0.1%減)、営業利益は171百万円(前年同期比2.1%増)となりました。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、取引先からの作業依頼件数の増加、価格の見直しなどにより、業績は伸長しました。しかし、清掃スタッフの人手不足は継続しており、雇用継続、処遇改善による清掃スタッフ確保のためのコスト増加は続いており、原価は上昇いたしました。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,995百万円(前年同期比5.6%増)、営業利益は158百万円(前年同期比7.0%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8千9百万円であり、その主なものは、新事務所建設用地の取得に伴う支出などであります。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、米国の関税政策、ウクライナ問題等海外動向の不透明感により、予想の難しい状況が続いています。国内経済は、インバウンド需要が活況ですが、一方で、物価の上昇は継続しており、生活に対するゆとりは感じられない状況です。

そうしたなか、住宅建築業界では、少子化、住宅寿命の長期化、建設コストの上昇により新築住宅着工件数は減少を続けています。一方で、インフラの老朽化、インバウンド需要の増加、新築建設コストの上昇により、既存建築物のリフォーム、リニューアルは増加傾向が継続しています。また、ビルメンテナンス業界も大都市への人口流入は続いており、訪日外国人の増加、再開発の進展、建設物の大型化等により、堅調に推移しています。

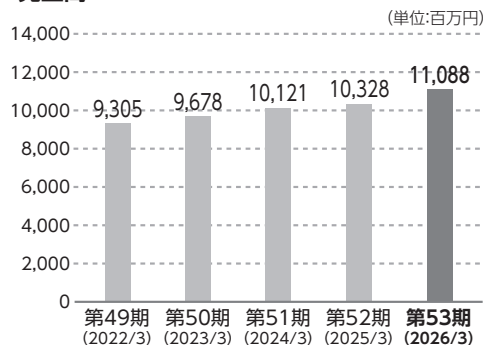
そうした状況において、建設工事業においては、リフォーム・リニューアル事業にさらに注力してまいります。戸建事業に関しては、デール店を中心に元請としての受注に注力し、増改築、新築、フルリノベーションといった大型工事の受注を増加させてまいります。そのためにも継続して提案力の向上に努め、新築を行っているセブンハウス、不動産事業とも連携し、相続やファイナンシャル面での相談にも応じて受注増に努めてまいります。また、様々なルート先からは、非戸建住宅に関する受注をさらに増加できるよう注力してまいります。昨年度においても、介護施設、ホテル等の宿泊施設、オフィスや社宅、商業施設のリニューアル工事の受注は増加しており、今後も高齢化、インバウンド需要、企業の人手不足対策といった需要は、好況を維持するものと予想され、さらに増加していけるよう努めてまいります。温暖化や電気代高騰、また、災害時への対策として、蓄電池、太陽光発電、電気自動車への対策、高効率給湯設備といった設備関連事業は、需要が旺盛ですので、さらなる増加に努めてまいります。新築戸建向け工事の減少をこうした工事の増加により補い、業績を確保してまいります。

住宅等サービス事業においては、木造住宅の長寿命化の観点からシロアリ対策に対する受注の確保に継続して注力するとともに、高齢化が進んでいる地方や郊外においては、住宅や休耕地を含めた所有する土地の維持管理に関する委託事業をさらに増加させてまいります。また、さまざまな害虫獣に対する被害も増加傾向にあり、そうした対策需要の増加にエリアの拡大も含めて努めてまいります。

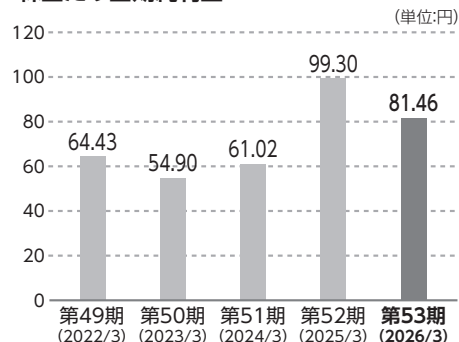
ビルメンテナンス事業においては、今年度においても、人手不足対応として、さらに工務系社員の待遇改善を計画しており、外国人研修生の採用とともに人材確保を図り生産能力の向上に努めます。

中東情勢の予想は難しく、石油関連資材の調達及びそのコストは不安定な状況です。そうしたなかですが、継続して、職場環境の充実、福利厚生面の充実に取り組み、今後もさらに教育面の充実に努め、人材への投資を継続して行い、強固な体制づくりに尽力いたします。

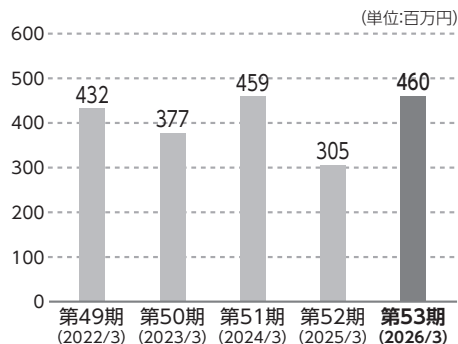
売上高



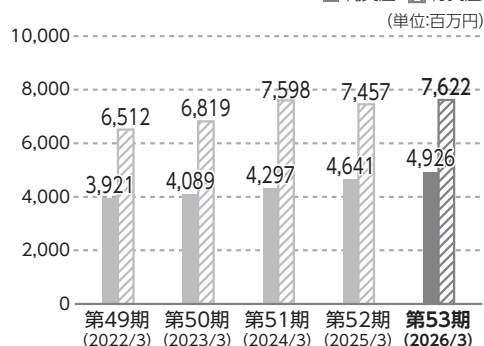
1株当たり当期純利益



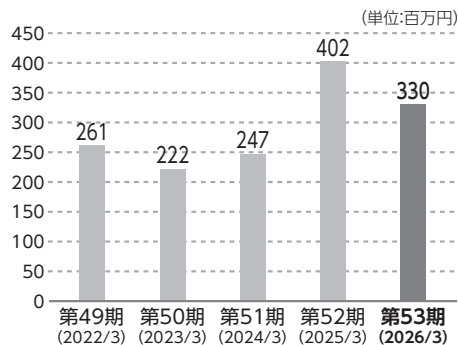
経常利益



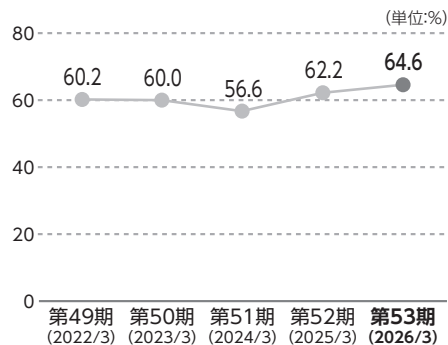
純資産／総資産



親会社株主に帰属する当期純利益



自己資本比率(連結)



(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 2023年3月期	第51期 2024年3月期	第52期 2025年3月期	第53期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	9,678	10,121	10,328	11,088
経常利益(百万円)	377	459	305	460
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	222	247	402	330
1株当たり当期純利益	54円90銭	61円02銭	99円30銭	81円46銭
総資産(百万円)	6,819	7,598	7,457	7,622
純資産(百万円)	4,089	4,297	4,641	4,926

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	10,000	100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管 理業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ペストコントロール、剪定・植栽管理などのグリーンサービス作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

(8) 主要な営業所等

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京中央営業所	東京都台東区	岐阜営業所	岐阜県各務原市
東京西事業所	東京都八王子市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡田原本町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
439名	4名増	43.9歳	12.6年

(注) 従業員数には嘱託者33名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	435,000千円
株式会社あいち銀行	260,014千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 1,277名
- ④ 大株主(上位10位)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀由紀子	520,000	12.82
中野英樹	156,000	3.84
堀裕紀	151,000	3.72
N I T T O H 社員持株会	132,300	3.26
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
内藤征吾	87,800	2.16
株式会社あいち銀行	82,000	2.02
奥田清人	68,300	1.68
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 英 樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
取 締 役	伊 藤 寿 朗	経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取 締 役	浅 野 章 人	総務担当 総務部長、営業推進部長
取 締 役	鈴 村 和 也	住建事業部長
取 締 役	小 林 祐 司	設備事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	上 野 茂	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長谷川 敏 也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	矢 崎 信 也	弁護士 ひのき綜合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役 愛三工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、上野茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
5. 当社は、取締役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5 名	48,480千円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	8,364千円 (4,080千円)
合 計	8 名	56,844千円

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に関する事項

2021年6月19日開催の第48期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、当社の持続的成長と企業価値向上の実現を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては、それぞれの職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2021年6月19日開催の取締役会において決議いたしました。

業務執行取締役の報酬は、それぞれの責任業務範囲及び責任の重要性を考慮し、過去の事業年度の責任業務範囲の業績を加味した報酬体系とし、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役会での重要な意思決定への参加など、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

2. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月21日開催の取締役会において代表取締役社長の中野英樹に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議をし、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏 也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	矢 崎 信 也	ひのき綜合法律事務所	パートナー	当社とひのき綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		愛三工業株式会社	社外監査役	当社と愛三工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、13回開催のうち全てに出席しております。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地により、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	矢 崎 信 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、13回開催のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と専門的見地及び他社の社外役員としての経験から、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査等委員会、内部監査室が適宜これらを閲覧できることといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めており

ます。また、監査等委員会は、取締役会から独立した機関として内部監査室と連携し、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査等委員会とが意見交換を実施し、監査等委員会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査等委員会に報告することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成しております。監査等委員である取締役のうち、過半数以上を社外取締役とすることで、独立性を強化しております。監査等委員である取締役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査等委員会監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、2026年5月8日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の処分に關する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額 72,955,854円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月4日

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,079,592	流 動 負 債	1,961,922
現金及び預金	1,840,268	支払手形及び買掛金	717,329
受取手形、売掛金及び契約資産	1,235,917	短期借入金	510,000
棚卸資産	938,422	1年内返済予定の長期借入金	99,996
その他	65,750	未払法人税等	67,649
貸倒引当金	△766	賞与引当金	155,840
		完成工事補償引当金	15,600
		その他	395,507
固 定 資 産	3,542,597	固 定 負 債	733,625
有形固定資産	3,079,910	長期借入金	95,018
建物及び構築物	1,159,011	退職給付に係る負債	444,737
機械装置及び運搬具	9,502	長期未払金	9,840
土地	1,900,968	その他	184,029
その他	10,428		
		負 債 合 計	2,695,547
無形固定資産	12,014	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	4,344	株 主 資 本	4,838,659
その他	7,670	資 本 金	186,072
		資 本 剰 余 金	145,813
投資その他の資産	450,671	利 益 剰 余 金	4,508,658
投資有価証券	156,284	自 己 株 式	△1,883
繰延税金資産	150,393	その他の包括利益累計額	87,982
その他	144,351	その他有価証券評価差額金	87,982
貸倒引当金	△356		
		純 資 産 合 計	4,926,642
資 産 合 計	7,622,190	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,622,190

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,088,486
売 上 原 価		8,298,642
売 上 総 利 益		2,789,844
販売費及び一般管理費		2,356,325
営 業 利 益		433,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,328	
受 取 手 数 料	3,283	
受 取 保 険 金	5,821	
そ の 他	29,020	44,454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,573	
そ の 他	8,546	17,120
経 常 利 益		460,852
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		460,852
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,523	
法 人 税 等 調 整 額	△4,855	130,667
当 期 純 利 益		330,184
親会社株主に帰属する当期純利益		330,184

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	4,259,535	△1,883	4,589,537
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△81,062		△81,062
親会社株主に帰属する当期純利益			330,184		330,184
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	249,122	—	249,122
当 期 末 残 高	186,072	145,813	4,508,658	△1,883	4,838,659

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	51,524	4,641,061
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△81,062
親会社株主に帰属する当期純利益		330,184
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	36,458	36,458
当期中の変動額合計	36,458	285,581
当 期 末 残 高	87,982	4,926,642

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
株式等以外のもの.....法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販 売 用 不 動 産.....個別法

原 材 料.....総平均法

未成工事支出金.....個別法

及 び 仕 掛 品.....個別法

貯 蔵 品.....最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいており
ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、ビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、原則として清掃管理サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	連結 計算書類 計上額
	建設工事業	住宅等サービス事業	ビルメンテナンス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	7,711,465	1,356,429	1,995,816	11,063,711	—	11,063,711
その他の収益	24,774	—	—	24,774	—	24,774
外部顧客への売上高	7,736,240	1,356,429	1,995,816	11,088,486	—	11,088,486

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「3. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,174,305千円	1,180,682千円
契約資産	57,578千円	55,235千円
契約負債	31,277千円	60,090千円

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度
棚卸資産（販売用不動産）	715,585千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	138,360千円
投資有価証券	38,777千円
合計	177,137千円
担保に係る債務の金額	
支払手形及び買掛金	91,196千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	75,000千円
合計	526,196千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 652,850千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	81,062千円	20.00円	2025年 3月31日	2025年 6月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年5月8日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (イ) 配当金の総額…………… 72,955千円
 - (ロ) 1株当たり配当額…………… 18円
 - (ハ) 基準日…………… 2026年3月31日
 - (ニ) 効力発生日…………… 2026年6月4日
- なお、配当原資については、利益剰余金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	156,284	156,284	—
資産計	156,284	156,284	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	195,014	195,014	—
(2) 長期未払金	9,840	8,117	△1,722
負債計	204,854	203,131	△1,722

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	156,284	—	—	156,284
資産計	156,284	—	—	156,284

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予 定の長期借入金含む）	—	195,014	—	195,014
長期未払金	—	8,117	—	8,117
負債計	—	203,131	—	203,131

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

「投資有価証券」は、上場株式のみであり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,215円52銭

1 株当たり当期純利益

81円46銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,108,944	流動負債	2,477,072	現金及び預り金	1,097,985	工事未払金	621,350
現金及び預り金	1,097,985	営業未払金	56,087	受取手形金	1,410	短期借入金	1,220,000
完成工事未収入金	839,812	1年内返済予定の長期借入金	99,996	営業未収入金	129,553	リース債権	883
営業未収入金	129,553	未払金	86,330	契約用不動産	55,235	未払費用	70,108
販売用不動産	715,585	未払消費税等	76,478	未成工事支出金	108,957	未払法人税等	44,459
仕掛品	2,419	預り金	4,197	原材料及び貯蔵品	96,477	賞与引当金	119,000
前払費用	6,489	完成工事補償引当金	15,600	前払収入金	53,372	その他	62,580
そ の 他 の 貸 倒 引 当 金	△596	固定負債	490,710	固定資産	3,631,440	長期借入金	95,018
固定資産	3,631,440	退職給付引当金	213,717	有形固定資産	2,735,378	長期未払金	9,840
有形固定資産	2,735,378	リース債権	2,281	建物	937,908	長期預り保証金	169,852
構築物	102,719	負債合計	2,967,782	構築物	102,719	純資産の部	
機械及び装置	9,502			機械器具	4,061	株主資本	3,693,029
工具器具	4,061			土	1,677,622	資本剰余金	186,072
リース資産	2,876			建物	687	資本準備金	145,813
建設仮勘定	687			無形固定資産	7,650	利益剰余金	3,363,028
無形固定資産	7,650			ソフトウェア	1,382	利益準備金	13,700
ソフトウェア	1,382			その他	6,267	その他利益剰余金	3,349,328
投資その他の資産	888,411			投資その他の資産	888,411	別途積立金	1,050,000
投資有価証券	137,323			関係会社株	605,892	固定資産圧縮積立金	140,811
関係会社株	605,892			繰延税金資産	57,678	繰越利益剰余金	2,158,516
繰延税金資産	57,678			差入保証金	85,332	自己株式	△1,883
差入保証金	85,332			その他の貸倒引当金	2,541	評価・換算差額等	79,572
その他の貸倒引当金	△356			その他の有価証券評価差額金	△356		79,572
資産合計	6,740,385	純資産合計	3,772,602	負債・純資産合計	6,740,385		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		
完成工事高	7,217,886	
不動産売上高	484,589	
サービス売上高	1,356,429	9,058,905
売上原価		
完成工事原価	5,540,594	
不動産売上原価	452,275	
サービス売上原価	776,607	6,769,476
売上総利益		
完成工事総利益	1,677,292	
不動産売上総利益	32,314	
サービス売上総利益	579,822	2,289,428
販売費及び一般管理費		2,050,505
営業利益		238,923
営業外収益		
受取利息及び配当金	104,415	
経営指導料	20,640	
その他の	26,171	151,227
営業外費用		
支払利息	19,303	
その他の	2,740	22,044
経常利益		368,107
税引前当期純利益		368,107
法人税、住民税及び事業税	75,543	
法人税等調整額	△1,368	74,175
当期純利益		293,932

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	145,813
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	186,072	145,813	145,813

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	141,762	1,944,696	3,150,158
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△81,062	△81,062
固定資産圧縮積立金の取崩			△950	950	—
当 期 純 利 益				293,932	293,932
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△950	213,820	212,870
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	140,811	2,158,516	3,363,028

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,883	3,480,159	46,153	46,153	3,526,313
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△81,062		—	△81,062
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当 期 純 利 益		293,932		—	293,932
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		—	33,419	33,419	33,419
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	212,870	33,419	33,419	246,289
当 期 末 残 高	△1,883	3,693,029	79,572	79,572	3,772,602

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法株式以外のもの……………により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原 材 料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及 び 仕 掛 品

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりま

す。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
販売用不動産	715,585千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	138,360千円
投資有価証券	38,777千円
合計	177,137千円

担保に係る債務の金額

工事未払金	91,196千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	75,000千円
合計	526,196千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 530,209千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	3,857千円
短期金銭債務	720,404千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	9,840千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,850千円
仕入高	90千円
販売費及び一般管理費	21,885千円
営業取引以外の取引高	135,473千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 7,257株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	229千円
賞与引当金	36,890千円
完成工事補償引当金	4,836千円
退職給付引当金	66,252千円
ゴルフ会員権	704千円
減損損失	51,007千円
棚卸資産評価損	9,797千円
その他	35,552千円
繰延税金資産 小計	205,270千円
評価性引当額	△48,578千円
繰延税金資産 合計	156,691千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△35,750千円
その他有価証券評価差額金	△63,263千円
繰延税金負債 合計	△99,013千円
繰延税金資産の純額	57,678千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 （注1）	—	短期 借入金	720,000
				利息の支払 （注1）	10,829	未払金	404
				経営指導料の 受入（注2）	20,640	—	—
				建物の賃貸 （注3）	3,975	—	—

（注）1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っていません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	930円79銭
1株当たり当期純利益	72円52銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ニットー
(商号 株式会社N I T T O H)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細 井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー（商号 株式会社N I T T O H）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー（商号 株式会社N I T T O H）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ニットー
(商号 株式会社N I T T O H)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 野 衣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 井 伶

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー（商号 株式会社N I T T O H）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

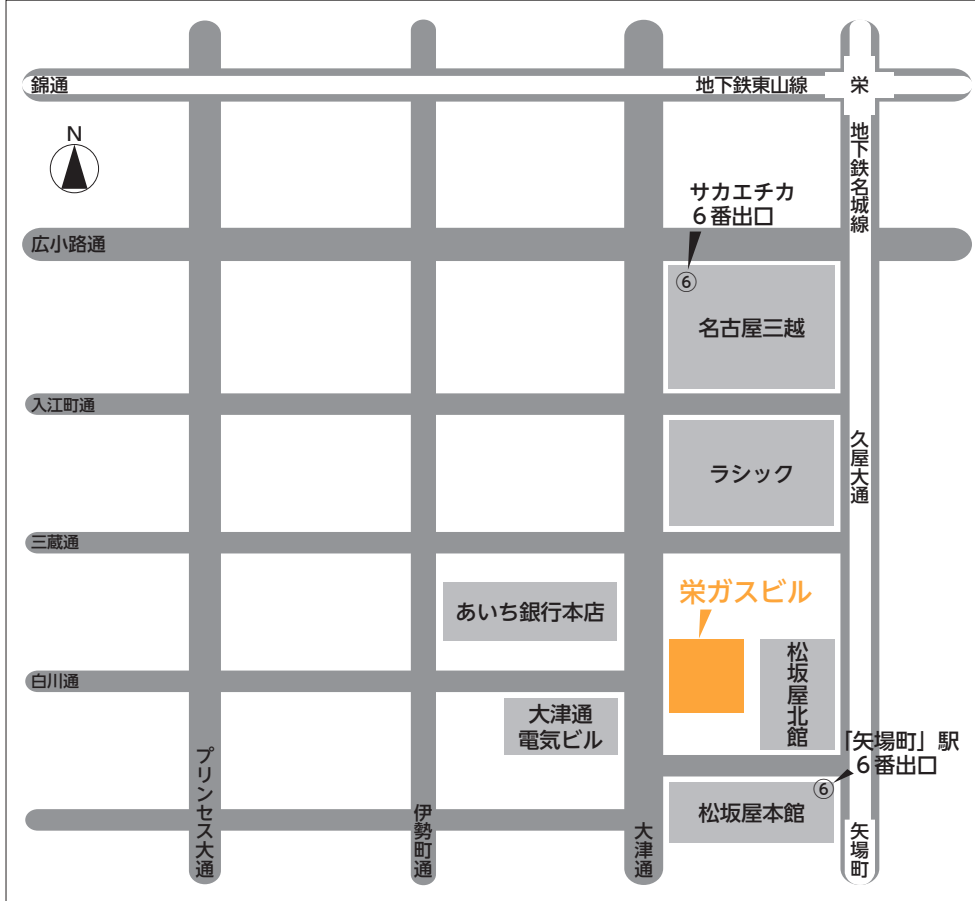
株式会社NITTOH	監査等委員会		
常勤監査等委員	上野 茂		Ⓔ
監査等委員	長谷川 敏也		Ⓔ
監査等委員	矢崎 信也		Ⓔ

(注) 監査等委員長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 栄ガスホール

なお、本総会は前回開催の株主総会と同一施設にて開催いたしますが、**前回とは異なる会場（別室）**となっておりますので、ご来場の際は間違えないようご注意ください。



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

